



2015.2.5

報道関係各位

LINE 株式会社
LINE Pay 株式会社

モバイル送金・決済サービス「LINE Pay」、 LINE Pay 全ユーザーを対象に利用者補償制度を導入

特別な申し込み・費用は一切不要、第三者による不正利用によって被った損害を LINE が補償し、
さらに安全にさらに安心できる送金・決済インフラに

LINE 株式会社（本社：東京都渋谷区、代表取締役社長：森川 亮）は、同社が運営する無料通話・無料メールスマートフォンアプリ「LINE（ライン）」（iPhone/Android）に搭載するモバイル送金・決済サービス「LINE Pay」<http://line.me/pay> において、LINE Pay 全ユーザーを対象に、第三者による不正利用によって被った損害を補償する利用者補償制度を導入いたしましたので、お知らせいたします。

LINE Pay は、LINE を通じてユーザー間での送金や、提携サービス・店舗での決済を簡単・便利に行うことができるモバイル送金・決済サービスです。2014 年 12 月 16 日のサービス公開当初より、登録・機能利用の際の本人確認や専用パスワードの登録義務化、取り扱う全ての個人情報（銀行口座情報・カード情報・決済情報など）の暗号化対応、不正動作アカウントの検知モニタリングシステムの導入など、セキュリティ確保および第三者による不正利用防止の徹底に取り組んでまいりました。

これらの取り組みに加え、LINE Pay をさらに安心・安全にご利用いただくために、このたび新たに利用者補償制度を導入いたします。本制度は、損害保険ジャパン日本興亜株式会社（本社：東京都新宿区、取締役社長：二宮 雅也）から補償の提供を受けることにより、LINE が LINE Pay 全ユーザーを対象に補償を行うもので、特別な申し込み・費用は一切不要です。2 月 1 日の本制度適用以降、LINE Pay ユーザーが第三者による不正利用によって損害を被った場合、LINE が損害額を補償いたします。補償範囲は、LINE Pay 上で行われた全ての金銭移動（送金・決済・出金）が対象となり、ユーザーは、不正利用の発生から 30 日以内に LINE サイト・アプリ内の問題報告フォーム（<https://contact.line.me/>）より申告することにより、損害金額の補償を受けることができます。

なお、この利用者補償制度による補償限度額は、「本人確認書類の登録」もしくは「銀行口座振替の登録」による本人確認の有無によって異なります。本人確認を行っていないユーザーの補償限度額はチャージ限度額である 10 万円*¹、本人確認を行ったユーザーで、損害額が 10 万円を超えている場合には、ユーザーの利用状況や警察当局による捜査結果などを踏まえ、補償限度額の引き上げを個別に検討いたします。

*1：本人確認を行っていないユーザーに 10 万円を超える損害が発生した場合、利用状況および損害発生要因などにより、利用者補償制度とは別に、LINE もしくは LINE Pay によって補償を行う場合がございます。

【利用者補償制度の適用対象となる事例】

- ・端末の紛失や盗難により、第三者に LINE Pay にログインされ、金銭移動が行われた場合
- ・LINE および LINE Pay のログイン情報が第三者に特定され、他の端末からアカウントに不正ログインし金銭移動が行われた場合

・第三者によって不正にログインされた LINE Pay アカウントからアカウント所有者本人以外に送金依頼が送信され、それに応じて送金処理が行われ、さらに金銭移動が行われた場合*²

*2：LINE から不正ログインがあったアカウント所持者に補償を行い、その後、該当者間での金銭のやり取りが必要です。

【利用者補償制度の適用対象外となる事例】

- ・アカウント所持者の故意によって金銭移動が行われた場合
- ・LINE および LINE Pay のログイン情報を自ら他人に教えたり、公開したりするなど、アカウント所持者の重過失が認められる場合
- ・LINE Pay の利用規約および法令に違反する行為が認められた場合



LINE Pay では、LINE プラットフォームの中核を担う送金・決済サービスとして、ユーザーが安心して便利に利用できる次世代のインフラを目指し、今後もサービスおよびユーザーサポート面での安全性や利便性の向上を図り、外部パートナーとの提携やキャンペーンの実施などにも積極的に取り組んでまいります。

【LINE 株式会社 概要】

社名：LINE 株式会社 <http://linecorp.com>
所在地：東京都渋谷区渋谷 2 丁目 21 番 1 号 渋谷ヒカリエ 27F
設立：2000 年 9 月 4 日
資本金：125 億 9,619 万円
代表者：代表取締役社長 CEO 森川 亮／代表取締役 COO 出澤 剛
事業内容：インターネット関連事業・ウェブサービス事業（LINE、NAVER、livedoor）

【LINE Pay 株式会社 概要】

社名：LINE Pay 株式会社
設立：2014 年 5 月 9 日
資本金：1 億 5000 万円
代表取締役社長：舩田 淳（LINE 株式会社上級執行役員 CSMO）
主な事業内容：電子マネーその他の電子的価値情報及び前払式支払手段の発行、販売並びに管理、電子決済システムの提供及び資金移動業

LINE Pay 株式会社では、本事業の運営開始に伴い、下記の協会への加入および事業者登録を行っております。

- ・第三者型発行者（登録番号：関東財務局長 00669 号 / 登録日：2014 年 10 月 1 日）
- ・資金移動業者（登録番号：関東財務局長 00036 号 / 登録日：2014 年 10 月 1 日）
- ・一般社団法人日本資金決済業協会（<http://www.s-kessai.jp/> / 入会日：2014 年 8 月 6 日）

本件に関するお問い合わせ先

LINE 株式会社 広報：桃木・奥井・神崎

TEL：070-5077-6073 E-mail：press@linecorp.com